

2022年10月3日

お客様各位

EXカードローン会員規約の改定について

当社は、2022年11月30日をもって、EXローンカード会員規約の一部を改定いたします。改定内容は、下記のとおりです。

改定内容にご不明な点等がある場合は、お手数ですが、本ご案内末尾のお問合せ窓口までご連絡いただきますようお願い致します。

記

<改定内容>

1. [商品条項] 第4条（借入利率）の表示内容を変更する。
 2. [商品条項] 第10条（支払利息の還元）を削除する。
- 詳細は別紙をご参照ください。

<改定理由>

1. 契約枠（コース）毎に借入利率を表示していたものを、他のカードローン商品の会員規約と記載内容を統一する。
2. 商品制度の変更により、支払利息の還元を廃止するもの。なお、同制度の廃止に伴い、利息還元の対象となる会員に対しては、2022年11月1日付で借入利率を現行より1.0%引き下げる。

以上

<本件に関するお問合せ窓口>

オリックス・クレジット株式会社

TEL. 0120-68-7000（フリーダイヤル）

受付時間：9:00～18:00（1月1日を除く）

<別紙>

【現行】

[商品条項]

第4条（借入利率）

カードの借入利率は、次のとおりです。

契約枠（コース）	50万円以内	50万円超100万円未満	100万円	100万円超
借入利率（実質年率）	17.9%	15.0%	14.9%	13.8%

第10条（支払利息の還元）

1. 当社は、会員が1年間一度の遅れもなく、かつ、期限の利益喪失事由に該当することなく当社への返済を履行した場合、その1年間の借入金に対して発生した支払利息額に対して5～10%の範囲内で当社指定の割合（以下「還元率」といいます。）を乗じた金額（小数点以下は切捨てとします。）を、毎年1回入会応答月の当社所定の日に会員に還元するものとします。ただし、還元する最低の額（以下「最低還元額」といいます。）は、1,000円から5,000円の範囲とし、還元額が最低還元額に満たないときは、当社は還元を実施しないものとします。
2. 前項で規定する還元率および最低還元額は、当社の都合により前項の範囲内で変更される場合があります。
3. 第1項における1年間とは、入会応答月の1日から翌年の入会応答月の前月末までとします。なお、年度中に返済の遅れおよび期限の利益喪失事由があった場合で会員が会員資格を再度付与されたときは、次年度からの支払利息が第1項による還元の対象となります。
4. 会員が年度の途中で脱会した場合は、利息の還元を受けられないものとします。
5. 届出事項の変更を怠るなど、会員の責めに帰すべき事由により当社が利息の還元を実施できなかった場合、会員はこれについて何ら異議ないものとします。
6. 最低還元額に満たない場合および前項の場合の還元額は、次年度への繰越しを行わないものとします。

【改定後】

[商品条項]

第4条（借入利率）

カードの借入利率は、当社所定の利率を適用するものとし、会員に当社所定の書面で通知するものとします。

第10条（支払利息の還元）

削除

以上